

(2011 年作成仮訳)

行政協定裁判権小委員会刑事部会

1953年10月28日

1953年9月29日の行政協定第17条を改正する議定書3に関する合同委員会裁判権小委員会刑事部会日本側代表による発言

日本側代表：

1. 議定書3の規定の実際上の運用に関し、私は、方針として、日本国の当局が日本国にとって実質的に重要であると考えられる事件以外については、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族で合衆国の軍法に服する者に対し、裁判権を行使する第一次の権利を行使する意図を通常有しない旨述べることができる。この点に関して、私は、日本国の当局がいずれの事件が日本国にとって実質的に重要であるかを決定するに当たり専権を有することを指摘しておきたい。
2. 日本国が裁判権を行使する第一次の権利を有する事件について日本国の当局が起訴することを決定した場合には、日本国の当局は、その旨合衆国の軍当局に通告する。この通告は、合同委員会が定める形式、当局及び期間によって行われる。
3. 前記の発言は、議定書3の原則を害するものと解釈してはならない。

---

議定書3に関する私の発言の解釈に関し、将来紛議の生ずることを避けるため、ここに次のとおり述べるのが適当と考える。

議定書3(c)に基づき、日本国政府が個々の事件について、裁判権を行使する第一次の権利を行使しないことを決定した場合には、できる限り速やかにその旨を合衆国の当局に通告する。したがって、合同委員会が定める通告のための最大の期間内にそのような通告がなされるまでは、日本国政府が議定書3(b)に規定する裁判権を行使する第一次の権利を行使しないものと推定されるべきではない。前記の私の発言は、この意味に解釈されなければならない。

津田 実

裁判権小委員会刑事部会日本側代表